

実践でリードするプロフェッショナルになる、  
そのための学びに満ちている。

# 専門職大学等の設置構想のポイント

令和4年3月改訂版



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省高等教育局専門教育課

# 体育館その他のスポーツ施設、運動場

## ○体育館その他のスポーツ施設

- ・原則、体育館その他のスポーツ施設を備える
- ・やむを得ない事情がある場合、以下の要件を満たせば、**自己所有に限らず、公共施設・民間施設の活用も可能**（専門職大学設置基準第44条、専門職短期大学設置基準第41条）
  - ⇒要件： ① 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること
  - ② 校舎から至近の位置に立地していること
  - ③ 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること
- ・これらの取組みを行う際には、特に、20歳前後の学生の人格形成を促す上で、多様な活動を可能とする空間を確保するという観点が求められることを踏まえ、学生の利便性やニーズ等に対応した公共施設・民間施設を活用願います。

## ○運動場

- ・なるべく運動場を設ける

